

負債の時価評価の展開に関する一考察

—FASB 概念ステートメント第7号を中心に—

田 中 勝

- I はじめに
- II 負債の3つの時価概念
- III 負債の時価として選択される測定属性
- IV 公正価値を選択するFASBの論理
- V 負債の公正価値と企業の信用状態
- VI おわりに

I はじめに

複雑な現代社会では、企業を取り巻く利害関係者は多様化し、広範にわたって存在している。これに相応して、企業の法的、社会的責任もますます増大しつつある。かかる環境下で、企業が社会と調和し存続していくためには、自己の経済的資源を犠牲にして、種々の利害関係者に対し自己責任を果たしていかなければならない。

このような現代社会では、企業への資金提供者である投資者（株主）や債権者等の経済状態ならびにリスク・エクスポージャーは、当該企業が他の利害関係者に対しどのくらいの責務を負っているのか、つまり負債の大きさによって左右される。とりわけ、株式会社を典型的な企業形態とする今日の社会では、企業の最終的なリスク負担者であり、その残余請求権をもつ株主にとって、企業に存在する負債の大きさは、株主持分に直接影響

を及ぼすとともに、最悪の場合には、企業の存立を危うくするという点で、最大の関心事の1つであろう。

かかる認識に立つ場合、財務会計の情報提供機能が重視され、意思決定有用性アプローチのもと、負債の時価 (current value) 評価が主張されることは自然なことであろう。しかし、一口に負債の時価といっても、それは一義的に決定されえない。なぜなら、負債の時価には幾つかの概念が存在するからである。それ故、負債会計では、いかなる時価概念を選択し、その選択に対してどのような論理づけを行うかによって、種々の時価評価論ないし時価会計論が提唱されることになる。

本稿は、アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) の現在価値測定 (present value-based measurements) に関する概念ステートメント第7号及びその結実までに公表された1997年公開草案と1999年改訂公開草案を主たる手掛かりに、負債の時価の概念的基礎をなす「将来キャッシュ・フローの現在価値 (present value)」に分析視点を置いて、アメリカにおける負債の時価評価の展開について考察・検討しようというものである。具体的には、まず、負債の時価を構成する3つの時価概念（測定属性）の意義と特徴について明らかにする。そして、アメリカの会計実務に大きな影響を与えるFASBが、いずれの時価概念に基づいて負債の時価評価を展開しようとしているのか、さらに、その背後にある考え方や論理はどのようなものなののかについて考察・検討する。本稿は、アメリカにおいて、負債の時価評価がいかなる論理をもってどのような方向で展開されようとしているのかを明らかにすることを通じて、今後のわが国における負債の時価評価をめぐる議論に対して、有益な洞察と示唆を提供するものと考える。

II 負債の3つの時価概念

1 負債の時価概念と将来キャッシュ・フローの現在価値

これまで、FASB は、1976年討議資料「財務会計と財務報告の概念フレームワーク：財務諸表の構成要素とその測定」及び概念ステートメント第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」において、負債の時価として、現在収入額(current proceeds), 現在市場価値(current market value), そして将来キャッシュ・フローの現在価値(present value of future cash flows)の3つの測定属性を認識していた¹。現在収入額とは、同一または同等の債務を現在被った場合に受け取るであろうキャッシュまたはその同等物の金額である。また、現在市場価値とは、債務を現在決済するために支払わなければならないであろうキャッシュまたはその同等物の金額である。そして、将来キャッシュ・フローの現在価値とは、債務を正常な営業過程で決済するために必要とされる将来キャッシュ・アウトフローの割引現在価値である。

ここで留意すべき点は、現在収入額も現在市場価値も交換取引価格であり、理論上、そこには取引または市場に参加する者の負債（あるいは負債に係る現金、財貨、用役等を受け取る権利：資産）の経済的価値に対する評価、つまり将来キャッシュ・フローの現在価値計算が反映されている点である。この点を鑑みると、第三者あるいは市場参加者によって合意された客観的な現在価値計算であるか、企業の経営者の主観的な現在価値計算であるかの違いはあれども、負債の時価の概念的基礎は将来キャッシュ・フローの現在価値に求められる²。

FASB は、2000年2月、概念ステートメント第7号「会計測定における

「キャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」を公表した³。この概念ステートメントは、将来キャッシュ・フローに基づいて会計測定を行う場合に、現在価値測定を用いること、つまり割引計算することを指導するとともに、現在価値が具体的に表すべき測定属性（測定目的）を明確にし、現在価値測定を実施するうえでの一般的な指針を提供している。FASB は、当初、この概念ステートメント第 7 号の叩き台である 1997 年公開草案「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用」において、負債の現在価値測定に関し、以下の 3 つの測定属性（測定目的）を識別していた⁴。

- ① 資産としての公正価値 (fair value as assets)
- ② 決済する際の公正価値 (fair value in settlement)
- ③ 企業による決済価値 (value in settlement by the entity)

各々の測定属性の意義や特徴についての詳細は後述するとして、厳密さを少々欠くことを恐れずにいわせてもらえば、上記①は既述の「現在収入額」に、上記②は「現在市場価値」に、そして上記③は「将来キャッシュ・フローの現在価値」にほぼ対応している。このように、負債の 3 つの時価概念が現在価値測定の目的として規定されうるのは、それらが現在価値計算を内在するからであるといえる。事実、FASB は、負債の時価評価の理論的基礎を将来キャッシュ・フローの現在価値に求めたことにより、これまで企業の主観的価値あるいは使用価値 (value in use) を表すものとして用いてきた「将来キャッシュ・フローの現在価値」を、「企業特有の価値 (entity-specific value)」、特に、負債については、「企業による決済価値」という別の用語によって表現することにしたのである⁵。

2 負債の時価を構成する 3 つの測定属性の意義と特徴

負債の時価概念を構成する 3 つの測定属性、すなわち「資産としての公

正価値」、「決済する際の公正価値」、そして「企業による決済価値」が、将来キャッシュ・フローの現在価値によって表現可能であるということは、それら測定属性の意義ならびに特徴について、現在価値計算の観点から分析・検討することが可能であるということである。まず、上記3つの測定属性の意義について明らかにすることにしよう。

(1) 資産としての公正価値

まず、資産としての公正価値とは、現時点で、他の経済主体が企業の負債（債務）を自己の資産（債権）として保有するために支払うことを厭わない金額または価格である⁶。現在収入額と同義である。

これは、負債を被っている企業ではなく、負債を資産として保有しようとする債権者によって評価される当該資産（すなわち当該負債に係る現金、財貨、用役等を受け取る権利）の現在価値である。つまり、これは、当該債権が創出する将来キャッシュ・インフローの金額や時期とそれに固有の不確実性（リスク）について、債権者または市場が現在価値評価したものである。【事例1】は、借入金を具体例に、資産としての公正価値の特徴を現在価値計算の観点から浮き彫りにしたものである。参照されたい。

しかしながら、資産としての公正価値は、現時点で、企業の負債に係る権利を債権者から直接に買い戻して、当該負債を消滅させるために、企業が債権者に対して支払わなければならない金額または価格であるともいえる。このように、負債の決済という側面に焦点を当てるならば、資産としての公正価値は、既述の「現在市場価値」をも意味することになる。例えば、先程の【事例1】では、借入金に係る債権の市場価格¥760,195は、企業Aが、現時点で、借入金を市場から買い戻して決済するために必要な金額を意味するのである。

【事例1】 借入金の資産としての公正価値

企業Aは、3年後の満期日に¥1,000,000を返済しなければならない債務(借入金)を負っている。この場合、企業Aの借入金の「資産としての公正価値」は、貸出市場の参加者が、現在時点で、「3年後に企業Aから¥1,000,000を受け取るという権利」に対して支払うことを厭わない金額である。

〈市場が要求する利子率の計算過程〉

ここでは、市場参加者すべてが企業Aと同じような信用状態の100社の企業に同じ金額を貸し出すことを想定する。その際、市場参加者は、平均して、貸出先の10%がデフォルトすると予測する(デフォルトする企業は元利すべてを支払わないと仮定する)。なお、デフォルトのない国債に3年間投資する場合の収益率は5%である。このような場合、市場が企業Aと同じ信用状態の企業に要求する利子率はつぎのように設定される。

- (1) 市場参加者が企業Aのような100社の企業に¥1,000,000を貸し出した場合に3年後に受け取ると予想される元本金額は、¥90,000,000 (=¥1,000,000×90社)である。故に、代替的な国債投資によって3年後に受け取るであろう元利合計額、すなわち機会費用¥115,762,500 (=¥1,000,000×100×1.05³)を回収するためには、市場参加者は、貸出先の企業に対して年8.75% (※1) の利子率を要求しなければならない。無リスク率5%を超過する3.75%が、回収すべきデフォルト費用に相当するものである。
- (2) しかし、この¥90,000,000は予測値であり、不確実である。もし11社以上の企業がデフォルトするならば、市場参加者は損失を被ることになる。そこで、市場参加者は、デフォルトが予想以上に多くなるかもしれないリスクを負担することに対してプレミアムを求める。ここでは、さらに2社の企業がデフォルトした場合の損失をカバーするように、リスク・プレミアムを設定する。すなわち、予測されるキャッシュ・インフロー¥90,000,000を¥2,000,000下方修正する。故に、国債投資で獲得されうる¥115,762,500を回収するためには、市場参加者は、貸出先の企業に対して年9.57% (※2) の利子率を要求しなければならない。上記(1)での8.75%を超過する0.82%が、リスク・プレミアムに相当するものである。

※1 デフォルトしない90社から回収される元本が、3年後に¥115,762,500となるように利子率を設定する。利子率をXと置き、以下の方程式を解けばよい。

$$¥90,000,000 \times (1+X)^3 = ¥115,762,500$$

※2 デフォルトしない90社から回収されるリスク修正後の元本が、3年後に¥115,762,500となるように利子率を設定する。利子率をYと置き、以下の方程式を解けばよい。

$$¥88,000,000 \times (1+Y)^3 = ¥115,762,500$$

〈借入金の資産としての公正価値の計算〉

現時点で、企業Aが3年間の追加的な借り入れを行おうとするならば、貸出市場は元本に対して9.57%の利子率を要求する。それ故、市場が「3年後に¥1,000,000を企業Aから受け取るという権利」に対して支払うこと厭わない金額、換言すれば、

企業Aが現存する借入金と同様の債務を負うことによって受け取るであろう金額は、3年後の¥1,000,000を追加借入率9.57%で現在価値に割り引いた¥760,195 ($= \text{¥}1,000,000 \times 1.0957^{-3}$) である。これより、企業Aの借入金の「資産としての公正価値」は、¥760,195である。

(注) もちろん、企業Aの追加借入率が既知である場合、契約上のキャッシュ・インフローを当該利子率で割り引いて、「資産としての公正価値」を計算すればよい。

(この事例は、Upton [1996], pp.56-59の記述と FASB [1997], pars.22-24の設例を参考に、筆者が作成したものである。)

(2) 決済する際の公正価値

つぎに、決済する際の公正価値とは、現時点で、第三者に企業の負債(債務)を引き受けてもらうために、当該企業がその第三者に支払わなければならぬ金額または価格である⁷。現在市場価値と同義である。

負債に係る権利の保有者(債権者)が当該権利を売却しないまたは売却できない、あるいは、かかる保有者が個々に識別されないために、企業が当該負債を直接に権利の保有者に対し決済できない状況が存在する。製品保証債務、年金債務、環境保全・改善に係る債務等を被っている場合がその例である。このような状況で、企業が当該負債を決済しようとするならば、権利の保有者や債権者以外の第三者によって要求される価格を支払い、第三者に当該負債を引き受けてもらうことを考えるであろう⁸。故に、この測定属性は、当該負債を引き受けようとする第三者が設定する価格であり、負債を被っている企業ではなく、その第三者によって評価される当該負債の現在価値である。つまり、これは、負債の将来キャッシュ・アウトフローの金額や時期とそれに固有のリスクについて、第三者つまり負債の引受市場の参加者が現在価値評価したものである。

(3) 企業による決済価値

そして、企業による決済価値とは、負債が存在する将来期間にわたり、企業自身が当該負債を決済するために犠牲を強いられる資産（すなわち現金、財貨、用役等）の現在価値である⁹。主観的価値や使用価値の意味で用いられる場合の将来キャッシュ・フローの現在価値と同義である。

この測定属性は、企業特有の価値であり、負債を被っている企業自身によって評価される当該負債の現在価値である。つまり、これは、負債によつてもたらされる将来キャッシュ・アウトフローの金額や時期とそれに固有のリスクについて、企業自身（経営者）が現在価値評価したものである。それ故、これには、企業の主観的な要素が反映され、企業の将来キャッシュ・アウトフロー（犠牲となる資産の金額）に影響を及ぼす企業の意図や経営スキル等の価値が含まれることになる¹⁰。

なお、【事例2】は、製品保証債務を具体例に、企業による決済価値と先述した決済する際の公正価値の特徴を現在価値計算の観点から浮き彫りにしたものである。参考されたい。

【事例2】 製品保証債務の企業による決済価値と決済する際の公正価値

企業Wは、現在、自社製品の買い手すべてに保証を提供している。企業Wは、この製品保証債務を同じ業界の企業Yによって引き受けてもらうことが可能である。ここでは、1,000の製品保証が存在し、製品の故障があるならば、ちょうど1年後に買い手によって保証の請求が行われると仮定する。企業W自身がこの製品保証債務を履行する場合、1年後に各々の製品保証についてかかる修繕コストは、平均￥8,000であると見積もられている。一方、企業Yが企業Wの製品保証債務を引き受け履行する場合、1年後に各々の製品保証についてかかる修繕コストは、平均￥10,000であると見積もられている。企業Wと企業Yの見積りの違いは、修繕方法や部品調達方法に係る経営スキルの違いを反映したものである。なお、デフォルトのない国債に1年間投資する場合の収益率は5%である。

〈製品保証債務の企業による決済価値〉

企業Wの製品保証債務に係る1年後のキャッシュ・アウトフローは、￥8,000,000

(=¥8,000×1,000) であると予想される。しかし、企業Wは、このキャッシュ・アウトフローが予想よりも大きくなるかもしれないリスクを負担している。それ故、企業Wは、修繕コスト¥8,000,000に加えて、そのリスクに相応するプレミアムを回収しなければならない。そこで、企業Wは、当該企業が要求するリスク・プレミアム¥500,000を将来キャッシュ・アウトフロー¥8,000,000に対して上方修正する(資産の場合は、リスクについて下方修正されることに留意されたい)。これより、企業Wの製品保証債務の「企業による決済価値」は、¥8,095,238 (=¥8,500,000×1.05⁻¹) となる。つまり、1年後に製品保証債務を決済するために必要な資産(キャッシュ)の現在価値は¥8,095,238であるということである。

〈製品保証債務の決済する際の公正価値〉

企業Wの製品保証債務を引き受ける場合、企業Yは、当該債務に係る1年後のキャッシュ・アウトフローを¥10,000,000 (=¥10,000×1,000) と予想する。しかし、企業Yは、このキャッシュ・アウトフローが予想よりも大きくなるかもしれないリスクを負担することになるので、修繕コスト¥10,000,000に加えて、リスク・プレミアムを企業Wに要求する。ここでは、企業Yのリスク・プレミアムを¥1,000,000と仮定する。そこで、企業Yは、1年後に予想されるキャッシュ・アウトフローをリスク・プレミアム¥1,000,000だけ上方修正する。故に、企業Yは、企業Wに対して、¥10,476,191 (=¥11,000,000×1.05⁻¹) の引受価格を提示する。これより、企業Wの製品保証債務の「決済する際の公正価値」は、¥10,476,191となる。もちろん、この引受価格で企業Wが企業Yに保証債務を譲渡することはないが、もし「企業による決済価値」よりも低い価格を提示されるならば、保証債務を譲渡するかもしれない。

(この事例は、Upton[1996], pp.80-84の記述と FASB[1997], pars.27-28の設例を参考に、筆者が作成したものである。)

(4) 3つの時価概念の相対的特徴

以上より、負債の3つの時価概念(測定属性)の相対的特徴について、つぎのような点が指摘されよう。

- (1) 「資産としての公正価値」と「決済する際の公正価値」が、負債の交換取引価格(市場価格)を意味するのに対し、「企業による決済価値」は、負債の企業特有の価値または使用価値を意味する。つまり、前者の「資産としての公正価値」と「決済する際の公正価値」は、2人以上の当事者間で合意される客観的価値であり、後者の「企業による決済価値」は、負債の決済に関して市場の他者がもたない企業の経営スキルの価値や企

業の意図等を反映する主観的価値である。

- (2) 「決済する際の公正価値」と「企業による決済価値」が、負債の現在価値に直接焦点を当てているのに対し、「資産としての公正価値」は、資産（すなわち、負債に係る債権者の権利）の現在価値に焦点を当てている。要するに、後者の「資産としての公正価値」で負債を測定しようとすることは、等価交換を前提として、交換取引で受け取るであろう資産（現金や財貨）の現在価値に基づいて当該負債を測定しようとする意を味している。
- (3) 「資産としての公正価値」が、負債を被っている企業の信用状態(デフォルト・リスク)を反映するのに対し、「決済する際の公正価値」と「企業による決済価値」は、当該企業の信用状態を反映しない。なぜなら、前者の「資産としての公正価値」については、企業の負債に係る権利を保有する債権者の将来キャッシュ・インフローは、当該企業の信用状態によって左右されるが、後者の「決済する際の公正価値」と「企業による決済価値」については、負債を引き受ける第三者及び企業自身の将来キャッシュ・アウトフローは、当該企業の信用状態によって変化しないからである¹¹。
- (4) いずれの測定属性も、負債の決済という同一的側面から捉えることが可能であるが、「企業による決済価値」が、企業自身が負債をその存続期間にわたって決済するために犠牲を強いられる資産の価値であるのに対し、「資産としての公正価値」と「決済する際の公正価値」は、企業が負債を現時点で決済するために犠牲となる資産の価値（通常は現金の支払額）である。

このように、負債を時価評価しようとする場合、いかなる測定属性を負債の時価として採用するかによって、財務諸表で計上される負債の金額の

大きさはもちろん、その意味合いも異なってくる。それ故、負債における時価会計の適用を主張しようとする場合は、原価評価と比較した場合の時価評価の目的適合性や有用性について言及するだけでは不十分であり、いかなる測定属性が負債の時価会計において選択されるべきであるのか、そしてその選択はいかなる論理によって導かれるのかについて明らかにしなければならないと考える。これにより、ある負債の時価評価論が会計人を含めた多くの財務報告関係者によって受け入れられるならば、制度会計上、負債の原初的認識時 (initial recognition) の測定やフレッシュ・スタート測定 (fresh-start measurements) において、首尾一貫したあるいは系統だった時価評価の適用 (時価概念の選択) が図られることになる¹²。

III 負債の時価として選択される測定属性

1 FASB の見解

FASB は、概念ステートメント第 5 号の記述に見られるように、唯一の測定属性を選択し、それをすべての負債に適用することを考えてはおらず、個々の負債項目ごとに、その性質や財務諸表の目的適合性、信頼性を鑑み、歴史的原価（収入額）や種々の時価概念の中から適切な測定属性を選択することを示唆している。この FASB の姿勢は、財務諸表で異なる測定属性を用いている現行の会計実務を踏まえたものである¹³。つまり、FASB は、「原価」対「時価」の評価問題については、一定の結論に到達していない¹⁴。しかし、FASB は、負債の時価評価が適用されるに際して選択されるべき測定属性については、以下に見るように、一定の結論に到達しているようである。

FASB 概念ステートメント第 7 号とその結実までに公表された 1997 年

公開草案や1999年改訂公開草案は、負債を将来キャッシュ・フローの現在価値で測定しようとする場合の測定目的、すなわち測定属性の選択に関する議論を通じて、負債の時価評価に対する FASB の基本的な立場ないし見解を示していると考えられる。負債の多くは、キャッシュ交換取引によって生じないし、それを売買する組織的な市場も有しない。そのため、負債の時価評価が求められる原初的測定やフレッシュ・スタート測定において、多くの負債が将来キャッシュ・フローの現在価値によって測定されることになる。これより、FASB が負債の現在価値測定の目的をどのように規定するか、あるいは負債の時価概念のうちいずれを選択するかは、負債の時価測定ないし時価会計の適用形態に大きな影響を及ぼすものといえる。

それでは、FASB は、負債の現在価値測定の目的、つまり時価評価において選択すべき測定属性についてどのように考えているのであろうか。

負債について計算される将来キャッシュ・フローの現在価値が財務会計で目的適合的であるためには、その現在価値が負債のある観察可能な測定属性を表さなければならないというのが、FASB の考え方である¹⁵。FASB は、当初、1997年公開草案で、そのような要件を満たす測定属性として、交換価格（市場価格）を意味する「公正価値」と使用価値を意味する「企業特有の価値」を認識していた¹⁶。つまり、負債といえば、既述した「資産としての公正価値」、「決済する際の公正価値」、そして「企業による決済価値」という 3 つの時価概念を現在価値測定の目的として規定していたのである。

しかし、FASB は、その後の審議・検討の結果、1999年改訂公開草案さらには概念ステートメント第 7 号において、企業特有の価値を測定目的から取り除き、公正価値だけを唯一の測定目的として規定したのである¹⁷。さらに、FASB は、公正価値を測定する際に、負債を被っている企業の信用

状態（デフォルト・リスク）を常にその測定に反映することを求めたのである¹⁸。「資産としての公正価値」は常に企業の信用状態を反映するので、本質的にその要求を満たすものである。問題は、負債を被っている企業の信用状態の影響を直接受けることのない「決済する際の公正価値」である。これに関して、FASB は、「決済する際の公正価値」で負債を測定しようとする場合、当該企業と同じ信用状態にある第三者を決済取引の相手と想定して現在価値を計算すべきであると結論している¹⁹。その際、FASB によれば、この場合に計算される現在価値は、負債を被っている企業と同じ信用状態にある第三者が、当該負債に係る将来キャッシュ・アウトフローの約定と引き換えに現時点で借入（調達）可能な金額であり、その第三者が負債を引き受けるモチベーションをもつ最低の価格とされる²⁰。明らかに、この現在価値の計算は企業の信用状態の影響を反映することになる。

このように、FASB は、「資産としての公正価値」と「決済する際の公正価値」の 2 つを負債の時価評価（現在価値測定）に際して選択されるべき測定属性（測定目的）として位置づけている。ただし、FASB は、後者に関して、負債を被っている企業と同じ信用状態にある第三者を決済取引の相手として想定することを要求している。

2 FASB 以外の諸見解

ところで、負債を時価評価する際に選択されるべき測定属性については、上記 FASB の見解の他に、幾つかの見解が存在することに留意されたい。例えば、Baxter, Kulkarni, Bell, イギリス会計基準審議会(ASB), オーストラリア会計研究財団(AARF)等によって主張されている「企業にとっての価値 (value to the entity)」概念を基礎とする負債の時価評価論では、3 つの測定属性がその金額の大小関係によって選択的に適用される²¹。

AARF の会計理論モノグラフ第10号「財務会計における測定」によれば、負債の時価（企業にとっての価値）として選択されるのは、その「取替価値 (replacement value)」と「決済価値 (settlement value)」のうちどちらか高い方であり、そして、その決済価値として選択されるのは、その「保有価値 (holding value)」と「実現価値 (realisation value)」のうちどちらか小さい方である²²。ここでいう取替価値は「資産としての公正価値」に、保有価値は「企業による決済価値」に、そして実現価値は「決済する際の公正価値」または負債を決済する場合の「資産としての公正価値」に対応するものである。

また、Lorenzen が提唱する負債会計論では、「債権者が承諾可能な早期返済金額 (the creditor's acceptable early-discharge amount)」と「基金繰入額 (funding amount)」のうちどちらか低い方が負債の時価として選択される。ただし、そこでは、前者の金額が既知であるあるいは合理的に見積もられることはほとんどないことから、事実上、後者の基金繰入額が唯一の選択されるべき測定属性として位置づけられている²³。ここでいう基金繰入額とは、それによって無リスク証券を購入し、基金に繰り入れたならば負債の将来の決済に必要なキャッシュ・インフローをもたらすであろう金額であり、企業を負債の負担から確実に開放する最少の金額である。この基金繰入額は、企業が負債をその存在期間にわたって決済するために犠牲を強いられる資産（ここでは無リスク証券）の現在価値を意味しており、「企業による決済価値」に対応するものと考えられる。

本稿は、アメリカに焦点を置いて、負債会計における時価評価の展開について考察・検討しようとするものである。そのため、ここでは、アメリカの会計実務に大きな影響力をもつ FASB の見解についてのみ取り扱うことにしてみたい。「企業にとっての価値」概念に基づく負債評価論や Lorenzen

の負債会計論についての分析・検討は別稿に譲ることにする。以下、上述の FASB の結論が、どのような論理によって導かれたものであるかについて明らかにし、考察・検討を加えることにしたい。

IV 公正価値を選択する FASB の論理

1 FASB が選択しない「企業特有の価値」の有用性

FASB 概念ステートメント第 1 号「営利企業による財務報告の目的」によれば、現金、財貨または用役という経済的資源を企業に投資する投資者(株主)や債権者等が、かかる投資の回収に加えて、個々の投資に相応するリスク・プレミアムを獲得することができるかどうかは、「企業のキャッシュ・フロー創出能力」に依存する。そのため、投資者や債権者等が自己の経済的資源を企業に提供し続けるか否か、あるいは企業に新たに提供するか否かは、当該企業のキャッシュ・フロー創出能力、より具体的には、「企業への将来正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性」についての彼らの評価に依存することになる²⁴。

それ故、FASB 概念フレームワークが採用する「意思決定有用性アプローチ」のもと、財務諸表が投資者や債権者等の投資意思決定にとって有用であるためには、企業を「キャッシュ・フローの集合体」と見なすキャッシュ・フロー・モデルを採用し、資産及び負債を、各々を源泉あるいは原因とする将来キャッシュ・フローに焦点を当てて測定すべきである²⁵。実際、これを受ける形で、FASB は、その概念ステートメント第 6 号「財務諸表の構成要素」において、資産を「将来の経済的便益=将来キャッシュ・インフロー」、そして負債を「将来の経済的便益の犠牲=将来キャッシュ・アウトフロー」の観点から定義している²⁶。ただし、資産及び負債はストッ

ク概念であるので、貨幣の時間的価値とリスク・プレミアムを考慮し、「将来キャッシュ・フローの現在価値＝時価」に基づいて測定されるべきこととなる²⁷。これにより、投資者や債権者等は企業のキャッシュ・フローの集合体としての価値についてより合理的に判断することができると考えられる。故に、FASB が現在価値測定の唯一の目的として選択した「公正価値」は、それが市場の現在価値評価を意味する点で、FASB 概念フレームワークに十分適合するものである。しかしながら、FASB が測定目的から取り除いた「企業特有の価値」もまた、それが企業の主観的な現在価値評価を意味する点で、同様であることに留意されたい。

ところで、企業全体に帰属される将来正味キャッシュ・インフローの現在価値が評価可能であれば、それがそのまま「キャッシュ・フローの集合体」としての企業の時価、あるいは企業のキャッシュ・フロー創出能力を表す。しかし、そのような理想的な環境は存在しない。そのため、財務会計において最大限に可能なことは、企業を構成する個々の資産と負債を識別し、各々を「将来キャッシュ・フローの現在価値＝時価」で測定することである。もちろん、その場合、純資産の金額が企業のあるべき全体価値に等しくなることはない。なぜなら、経営の効率性、技術開発力、プライベート情報、シナジー効果等、経営スキルないし内部創設の無形財（のれん）に帰属する将来キャッシュ・フローは個々に識別不可能であり、財務諸表上の資産と負債が企業全体に帰属される将来正味キャッシュ・インフローの源泉すべてを捉えることはできないからである。

しかしながら、財務諸表は企業のキャッシュ・フロー創出能力または企業価値の予測に資する情報を提供すべきであるとの認識に立つならば、財務諸表は、可能な限り、経営スキルや内部創設の無形財の価値ないし影響を財務諸表に取り込むべきである。つまり、資産及び負債は、そのような

経営スキルの価値をその内に含んだ将来キャッシュ・フローの現在価値、すなわち企業特有の価値で測定されるべきであると主張できる。このようない見地から、使用価値を中心とする時価会計を提唱するのが、Barth=Landsman である²⁸。Barth らが主張するに、例えば、資産について、その使用価値は市場価格が把握しえないプライベート情報や経営スキルの価値を反映しており、当該資産に関連した全体としての企業価値を常に捉えるものである²⁹。

また、情報の目的適合性の観点から、資産及び負債から生じるキャッシュ・フローは企業がどのような活動を行うかによって異なってくるので、資産及び負債は、経営者の意図を反映する企業特有の価値で測定されるべきであると主張できる³⁰。

このように見えてくると、概念ステートメント第7号が公表される以前の FASB 概念フレームワークのもとでは、資産及び負債の時価評価あるいは現在価値測定において、企業特有の価値が測定属性の選択肢の中から取り除かれる理由は見当たらない。もし企業が資産の使用や負債の決済に関して他の市場参加者と異なる意図やオプションを有し、彼らが保有しない情報や経営スキルを用いるならば、資産または負債の将来キャッシュ・フローについて、経営者の予測の方が市場の予測よりも有用かつ情報的である場合が少なからず存在すると思われる。

2 「公正価値」選択の背後にある FASB の考え方

このように、企業特有の価値は、公正価値と比しても、決して、意思決定有用性や目的適合性について劣るものではない。FASB は、当初、1997 年公開草案において、企業特有の価値が公正価値よりも適切である状況が存在するとして、企業特有の価値を現在価値測定の目的の 1 つとして位置

づけていた³¹。しかし、1999年改訂公開草案さらには概念ステートメント第7号では、企業特有の価値を現在価値測定の目的から取り除き、公正価値を唯一の測定目的としたのである。なぜFASBはかくのごとく結論したのであろうか。その結論の背後に存在するFASBの考えないし論理について要約的に摘記すれば、つぎのとおりである。

- (1) 資産及び負債の原初的測定及びフレッシュ・スタート測定において、企業特有の価値が公正価値よりも目的適合的な情報を提供するいかなる状況も認識しえない³²。
- (2) 資産及び負債の企業特有の価値と公正価値との差額は、当該資産または負債を保有する企業によって統制され、市場の他者によって利用不可能な「リアル・オプション (real options)」の価値である。このリアル・オプションは、内部創設の無形財の特性を有している。そのため、たとえそのような無形財の一部を認識すべきもっともな理由が存在するにしても、無形資産の認識問題は概念フレームワークの範囲外であるので、現時点では、内部創設の無形財を事实上認識することになる企業特有の価値を測定目的として選択しえない³³。
- (3) 資産及び負債について、市場の期待と異なるキャッシュ・フローを生じさせる企業の経営スキルやリアル・オプション等は、市場の他者に対する当該企業の比較優位（または劣位）をなす。もし企業が資産及び負債を公正価値で測定するならば、かかる比較優位の価値は、(a)当該企業が資産または負債を公正価値と異なる金額で実現または決済する将来時点で、あるいは(b)その比較優位が資産または負債に係るキャッシュ・フローに影響を及ぼすことを通じて実現（顕在化）される将来時点で、企業の利益に反映される。しかし、もし企業が企業特有の価値を用いて資産及び負債を測定するならば、比較優位の価値は、原初的測定時点やフレッ

・ シュ・スタート測定時点で、資産及び負債の価値に含められ、比較優位によって将来実現される経済的インパクトが当期利益に含まれてしまうことになる。故に、公正価値は、資産及び負債の原初的測定ならびにフレッシュ・スタート測定において、当該資産及び負債の最も完全かつ表現的に忠実な測定値を提供するものである³⁴。

(4) 現行の会計実務では、会計人は、典型的に、キャッシュ交換を伴う市場取引で生じた資産及び負債を測定する際に、実際の交換価格が公正価値を表さない等の反証がない限り、その交換価格を公正価値として受け入れている。かかる観点に立つ場合、資産及び負債の原初的測定を行う際に、ただ単にキャッシュ交換取引で生じないという理由だけで公正価値以外の測定目的を選択する理論的根拠は存在しない。また、原初的測定を支配する原則がフレッシュ・スタート測定に適用されない理論的根拠も存在しない。原初的測定の時点で目的適合的である公正価値が、フレッシュ・スタート測定の時点でその目的適合性を減少させることはないと考えられる³⁵。

(5) 企業の経営者の期待はしばしば有用な情報であるが、資産及び負債の価値の最終的な裁定者 (final arbiter) は市場である。それ故、公正価値は、現在価値測定を実施する企業から独立した測定目的をなし、企業間比較のための中立的な基礎を提供する³⁶。また、公正価値は価格を表すので、現在価値測定を行う場合の将来キャッシュ・フローの見積りや利子率の選択に際し、測定者の恣意性を伴う他の測定属性よりも明瞭な目的を提供するものと考えられる³⁷。

以下、それぞれについて多少の考察・検討を加えることにしたい。

まず、上記(1)について、先にも論じたが、少なくとも、市場価格（公正価値）が企業特有の価値よりも常に目的適合的であるとはいえないのでは

ないか。むしろ、単純に、より主觀性が高く、信頼性に乏しいという理由で、企業特有の価値を退ける方が説得力がある。

つぎに、上記(2)について、企業特有の価値で測定するか否かの問題は、経営スキル、プライベート情報等の内部創設の無形財をオンバランスするか否かの問題と同じである。財務諸表あるいはそこから導かれる利益に情報提供機能の多くを担わせるならば、内部創設の無形財をオンバランスすべきである。しかし、財務諸表を含む財務報告全体に情報提供機能を担わせるならば、内部創設の無形財に関する価値情報や定性的情報が財務諸表の本体外で開示されるであろう。結局、これは、どちらの報告方法が投資者や債権者等の意思決定にとって有用であるかの問題といえる。この問題については、未だ解決されていない。

さらに、上記(3)について、市場の他者に対する企業の比較優位の価値は、それがキャッシュ（またはその同等物）として帰結するまで認識されるべきではないというものである。比較優位をもたらす経営スキル等の内部創設の無形財がオンバランスされることに対応するものである。

また、上記(4)について、測定ベースを交換取引・市場取引に求める現行の会計実務を尊重しているものと推察できる。そのため、現行の会計実務と乖離する企業特有の価値は、受け入れられないようである。

最後に、上記(5)について、信頼性の観点から、現在価値測定の目的としての公正価値を支持している。しかし、資産及び負債やそれに類似した項目が市場を有していない場合、果たしてその公正価値を十分な信頼性をもって見積もることができるかどうかは疑問である。

V 負債の公正価値と企業の信用状態

既述のように、負債の公正価値には、取引相手として債権者（権利保有者）を想定するか第三者を想定するかの違いによって、「資産としての公正価値」と「決済する際の公正価値」がある。両者は交換取引価格であるとともに、企業が現時点で負債を決済しようとする際に犠牲を強いられる資産（通常はキャッシュ）の価値である点で同じである。しかし、前者が負債を被っている企業の信用状態（デフォルト・リスク）を反映するのに対し、後者は当該企業の信用状態を反映しない点で異なる。そのため、FASB の1997年公開草案では、負債を現在価値計算しようとする際、資産としての公正価値については、将来キャッシュ・インフローの見積りに市場が予測する企業のデフォルトを反映させ、市場が認知するデフォルト・リスクについて修正を加える必要があるのに対し、決済する際の公正価値については、企業の信用状態ないしデフォルト・リスクについてまったく考慮する必要がないと考えられてきた³⁸。

しかし、FASB は、その後に公表した1999年改訂公開草案さらには概念ステートメント第7号において、負債の最も目的適合的な測定値は、常に、当該負債を被っている企業の信用状態を反映すべきであると結論するに至ったのである。すなわち、FASB は、現在価値を用いて負債の公正価値を測定する場合に、(a)当該負債をその保有者である債権者に対して決済するために現在必要とされる資産の価値、あるいは(b)当該負債を被る企業と同等の信用状態にある経済主体に当該負債を譲渡するために現在必要とされる資産の価値、を見積もることを要求したのである³⁹。前者(a)は、「資産としての公正価値」であり、当然ながら企業の信用状態を反映する。他方、

後者(b)は、「決済する際の公正価値」であるが、負債を被っている企業と同じ信用状態にある第三者を取引相手として想定することによって、結果、当該企業の信用状態を負債の測定値に反映しようとするものである。

それでは、FASB が、「決済する際の公正価値」についても企業の信用状態（デフォルト・リスク）を考慮し、反映すべきであると考える論拠は何であろうか。

企業の負債を引き受ける者にとって、企業の信用状態やデフォルト・リスクは、当該負債に係る将来キャッシュ・アウトフローに影響を及ぼさないことから、当該負債の評価に無関連である。これについては、FASB も異論はないようである。しかし、FASB は、第三者による負債の評価に基づいて設定される価格を企業が支払い、負債の決済取引契約が成立するのは、第三者の信用状態が企業のそれと同じ場合に限られると主張するのである。

FASB はなぜこのように主張するのか。これについて、借入金に関する具体的な数値例を用いて説明したものが【事例 3】である。参考されたい。企業 A から信用状態の悪い企業 C への譲渡と企業 A からそれと同じ信用状態にある企業 D への譲渡については説明が不要であろう。一方、企業 A から信用状態のよい企業 E への譲渡については、説明を加えておかなければならない。それは、何らかの理由で、企業 A が企業 E に ¥4,198,096 を支払って、借入金を引き受けてもらう状況も存在するからである。これについて、FASB によれば、企業 A が、自己の借入金を消滅させるために、企業 D への譲渡であれば ¥3,969,161 の支払いが済むのに、それに加えてプレミアム ¥228,935 を支払うことは、債権者である企業 B のためにその債権の信用を高めること、すなわち信用保証 (credit guarantee) を購入することであると見なされる⁴⁰。これが意味することは、信用保証の購入に係る金額は、借

【事例 3】異なる信用状態にある第三者への借入金の譲渡についての分析

企業Aは今から3年後に企業Bに¥5,000,000を支払うべき債務（借入金）を負っている。企業Aは平均的な信用状態であり、利子率8%で資金を借り入れができる。企業Aは、異なる信用状態にある3つの企業C, D, Eのうちの、1つの企業に当該債務を譲渡するオプションを有している。

企業C：信用状態が悪く、追加借入率は12%である。

企業D：企業Aと同じ信用状態にあり、追加借入率は8%である。

企業E：信用状態が優れており、追加借入率は6%である。

- (1) 企業C, D, Eはそれぞれ、企業Aの債務を引き受けるために、以下の価格を要求すると考えられる。これらの価格は、各々の企業が企業Aの債務と同じ条件で直接借り入れる場合に受け取ることのできる金額であり、それ以下の金額では、各企業が企業Aの債務を引き受けるモチベーションを有さないものである。

企業Cが要求する価格：¥3,558,901 (=¥5,000,000×1.12⁻³)

企業Dが要求する価格：¥3,969,161 (=¥5,000,000×1.08⁻³)

企業Eが要求する価格：¥4,198,096 (=¥5,000,000×1.06⁻³)

- (2) 企業Aが有する3つのオプションの実現可能性は次のとおりである。

〈企業Cへの譲渡〉

企業Aにとっては債務を直接買い戻す場合の価格よりも低い金額で当該債務を消滅できるので、企業Aは利益¥410,260 (=¥3,969,161 - ¥3,558,901)を得る。しかし、企業Bにとっては保有資産の価値を¥410,260減少することになり、企業Bは債務者が企業Aからそれよりも低い信用度の企業Cに替わることに同意しないであろう。それ故、このオプションは実現可能でないと考えられる。

〈企業Dへの譲渡〉

企業Aにとっては債務を直接買い戻すことと同じであり、また、企業Bにとっては債務者の信用レベルが不变であるので、企業Aと企業Bに損益を生じさせない。それ故、このオプションは実現可能である。

〈企業Eへの譲渡〉

企業Bにとっては保有資産の価値を¥228,935 (=¥4,198,096 - ¥3,969,161) 増加することになり、企業Bは債務者が企業Aからそれよりも高い信用度の企業Eに替わることに喜んで同意するであろう。しかし、企業Aが自己の債務を消滅させるために、¥3,969,161よりも高い金額¥4,198,096を支払うことはないであろう。それ故、このオプションは実現可能でないと考えられる。

（この事例は、FASBのステータス・レポートである Nelson and Porter [1999] の数値例を参考に、筆者が作成したものである。）

入金の「決済する際の公正価値」を構成しないということである。かくして、負債を被っている企業と第三者との間で負債の譲渡に関して契約が成

立するのは、第三者の信用状態と当該企業のそれとが同じ場合に限ると結論されるのである。

さて、【事例3】は、FASBに倣い、企業Aの借入金を引き受けようとする企業（第三者）は、その第三者が現時点では企業Aの借入金と同じ債務を負うことと引き換えに債権者や貸出市場から直接借り入れることのできる金額、別言すれば、債権者や貸出市場がその第三者に対する金銭債権を購入する際に支払う金額を引受価格として提示すると想定している⁴¹。要するに、借入金の引受に対して提示される価格は、第三者自身が当該負債を「資産としての公正価値」で評価したものとなる。

これより、【事例3】からも明らかなように、FASBの見解に基づけば、金融負債を被っている企業と同じ信用状態にある第三者が提示する引受価格すなわち「決済する際の公正価値」は、当該企業が現存の金銭債務を現時点で被ることと引き換えに債権者等から借り入れができる金額すなわち「資産としての公正価値」と同じになる。

ところで、FASBは、借入金のように、負債がキャッシュ交換で生じる場合、その原初的認識時の測定値（キャッシュ受取額）には企業の信用状態の影響が含まれるのに、製品保証債務や年金債務のように、負債がキャッシュ交換で生じないからといって、あるいは、事後のフレッシュ・スタート測定だからといって、企業の信用状態の影響を負債の測定値に含めないことの理論的根拠を見出しえないと主張している⁴²。このことは、借入金のような固定されたキャッシュ・アウトフローを伴う金融負債だけでなく、キャッシュ・アウトフローの金額や時期が不確実な非金融負債についても、企業と同じ信用状態にある第三者を決済取引の相手とし、その第三者がその非金融負債に係る将来キャッシュ・アウトフローの約定と引き換えに債

権者等から直接借り入れることのできる金額が第三者によって提示される引受価格であると仮定して、当該負債の「決済する際の公正価値」が計算されることを意味している。かかる認識に立つならば、結果的に、いかなる負債項目についても、「決済する際の公正価値」と「資産としての公正価値」が等しくなる。

以上、FASB は、事実上、「資産としての公正価値」を測定属性に、負債の時価評価（時価会計）あるいは現在価値測定の展開を志向していると推察できる。その結果、負債の公正価値は常に、それがどのような項目であっても、あるいはその将来キャッシュ・アウトフローがどのような性質のものであっても、企業の信用状態の影響を反映することになる。

VI おわりに

本稿では、現在価値測定に関する FASB の概念ステートメント第 7 号やそれに関する公開草案を手掛かりに、「将来キャッシュ・フローの現在価値」に分析視点を置いて、アメリカにおいて負債の時価評価（時価会計）がどのような方向で展開されようとしているのかについて考察・検討した。その結果、アメリカでは、FASB の結論のもと、負債の時価評価（または現在価値測定）が、事実上、「資産としての公正価値」を測定属性（測定目的）に展開されようとしていることを示すに至った。

本稿は、負債の時価評価に対する FASB の見解だけに焦点を当てて論じており、本稿でも紹介した Baxter, AARF 等の負債の「企業にとっての価値」概念に基づく時価評価論や Lorensen の負債会計論、またはその他の負債評価論については取り扱っていない。それ故、本稿における負債の時価評価についての議論は、かなり限定された範囲のものである。そのため、

総論的には、各々の負債評価論や負債会計論についてさらなる研究を深め、その特徴と論理を浮き彫りにすることを今後の研究課題としたい。

また、本稿は、負債の時価評価で選択されるべき測定属性に焦点を当てて論じており、具体的な負債項目については取り扱っていない。本来ならば、FASB のかかる結論が、具体的な負債項目の評価（測定）問題にどのようなインパクトを与え、または、いかなるインプリケーションを有するのかについて分析・検討すべきであろう。そのため、各論的には、本稿で得た知見を1つの手掛かりに、社債、借入金、リース債務、年金債務、税金負債、退職後給付債務、長期資産の除却に関する債務、環境関連債務等、個々の負債項目の会計について分析・検討することも併せて今後の研究課題としたい。

注

- 1 FASB [1976], part.3 ; FASB [1984], par.67.

正味決済価値 (net settlement value) については、負債を通常の営業過程で決済する際に生じる将来キャッシュ・アウトフローの総額、つまり貨幣の時間的価値を考慮していない金額として定義されているので、負債の現在の価値を表さない。そのため、ここでは、正味決済価値を負債の時価を構成する概念から除去している。

- 2 負債に係る3つの時価概念の基礎を割引計算なし現在価値計算に求める考え方については、Lorenzen [1992]；佐藤 [1995]，609—623頁；徳賀 [1998]，第3章，45—59頁を参照されたい。

- 3 FASB [2000], par.11.

- 4 FASB [1997], pars.51-54.

- 5 将来キャッシュ・フローの現在価値の概念的混同とその解消については、田中 [2000a]，87—89頁を参照されたい。

- 6 FASB [1997], par.52.

- 7 FASB [1997], par.53.

- 8 FASB [2000], par.77.

- 9 FASB [1997], par.54.

- 10 FASB [1997], pars.41, 43 and 46.

- 11 FASB [1997], pars.55-56.
- 12 フレッシュ・スタート測定とは、「原初的認識以後の期間に、それ以前の金額や会計慣行とは無関連に新しい繰越価額を確定する測定」である (FASB [2000], glossary of terms)。つまり、再評価ないし再測定と同義である。
- 13 FASB [1984], pars.67 and 70.
- 14 津守 [1990], 22-43頁。
- 15 FASB [2000], par.22.
- 16 FASB [1997], par.16.

ちなみに、公正価値と企業特有の価値の違いについては、田中 [2000a], 89-94頁を参照されたい。
- 17 FASB [1999], par.19 ; FASB [2000], par.25.
- 18 FASB [1999], par.111 ; FASB [2000], par.78.
- 19 FASB [1999], par.117 ; FASB [2000], par.75.
- 20 FASB [1999], pars.113 and 116 ; FASB [2000], par.80.
- 21 Baxter [1975], pp.138-140 ; Kulkarni [1980], pp.291-297 ; Bell [1982], pp.34-37 ; ASB [1993], pars.29-31 ; AARF [1998], chap.4, par.5.

負債の企業にとっての価値については、例えば、佐藤 [1998] を参照されたい。
- 22 AARF [1998], chap.4. par.5.
- 23 Lorensen は、負債項目を幾つかに分類し、それぞれ別個に、測定属性の選択問題について論じている。Lorensen は、いかなる項目に対しても、基金繰入額が測定属性として選択されるべきことを主張している。例えば、固定額支払いのローンに関しては、Lorensen [1992], pp.66-72を参照されたい。
- 24 FASB [1978], pars.25 and 37-39.
- 25 Kerr [1989], p.18.

Kerr によれば、他の企業モデルとして、企業を関係の集合体と見なす「法的モデル」や企業をその展開 (deployment) に利用可能な資源の集合体として見なす「経済的モデル」が存在する。経済的モデルでは、資産を経済的便益、負債を経済的便益の犠牲と見なされるが、経済的便益は最終的に将来キャッシュ・インフローに、経済的便益の犠牲は最終的に将来キャッシュ・アウトフローに結実すると考えれば、経済的モデルとキャッシュ・フロー・モデルは同じものであると考えられよう。
- 26 FASB [1985], pars.25, 28 and 35 ; cf.FASB [1976], par.164.
- 27 周知のことであるが、将来キャッシュ・フローの金額がより大きい、時期がより早い、そして（または）それに固有のリスクがより小さい場合、その現在価値または経済的価値はより大きくなる。逆に、その金額がより小さい、時期がより遅い、そして（または）そのリスクがより大きい場合、その現在価値または経済的価値はより小さくなる (Cf.FASB [2000], pars.20-21 and 110-114.)。
- 28 Barth and Landsman [1995], pp.97-107.

なお、Barth=Landsman が用いている「公正価値」は、FASB のいうところの活発な市場での相場ある市場価格を最良の証拠とする公正価値とは異なり、そのような市場価格に加えて、使用価値をも含むものである。そこで、用語の混同を避けるために、公正価値会計を敢えて時価会計という言葉に置き換えた。

- 29 Barth and Landsman [1995], pp.97-103.
- 30 Staubus は、資産の効用を創出する手段 (ways of creating utility) に関連させて、目的適合性を①活動目的適合性(activity relevance), ②実体目的適合性(entity relevance), ③場所目的適合性(place relevance), そして④時間目的適合性(time relevance) の4つに分類している。Staubus によれば、上記①の活動目的適合性が最も重要な特質である (Staubus [1971], pp.44-48)。
- 31 FASB [1997], pars.41-42.
- 32 FASB [1999], par.108.
- 33 FASB [1999], pars.106 and 109.
- リアル・オプションの本質は、「不確実性下で不可逆な意思決定を行う経済主体がその決定を先延ばしにできる自由度の価値」である。不確実性と不可逆性があるとき、人は意思決定を待つ自由度に価値を見出すと考えられる。この選択権の価値が、リアル・オプションの価値とされる (リアル・オプション研究会 [2000])。
- 34 FASB [1999], par.110 ; FASB [2000], pars.33 and 36.
- 35 FASB [2000], pars.27-30.
- 36 FASB [2000], par.36.
- 37 FASB [2000], par.37.
- 38 FASB [1997], pars.55-56.
- 39 FASB [2000], par.75.
- 40 FASB [1999], pars.115-117 ; FASB [2000], pars.80-81 ; Nelson and Porter [1999].
- 41 Cf.FASB [1999], pars.113 and 116 ; FASB [2000], par.80.
- 42 FASB [1999], par.114 ; FASB [2000], par.85.

(参考・引用文献)

- 加藤盛弘編 [2000], 『将来事象会計』, 森山書店。
- 古賀智敏 [2000], 『価値創造の会計学』, 税務経理協会。
- 佐藤信彦 [1995], 「負債の測定と割引現在価値計算の本質」『会計』, 第147巻第5号, 609—623頁。
- 佐藤信彦 [1997], 「負債の測定と割引現在価値」『JICPA ジャーナル』, 第9巻第6号, 32—33頁。
- 佐藤信彦 [1998], 「『企業にとっての価値』概念と負債の測定—イギリス ASB『原則書

- (案)』を中心にして』『会計』, 第153巻第5号, 72—83頁。
- 醍醐聰 [1997], 「負債の時価評価と利益計算」『会計』, 第152巻第6号, 1—13頁。
- 田中勝[2000a], 「企業特有の価値と現在価値測定—現在価値測定の現代的役割の探求—」『商経論叢 (九州産業大学)』, 第40巻第4号, 85—111頁。
- 田中勝 [2000b], 「減損会計における測定理論—使用価値による測定に焦点を当てて—」『産業経理』, 第60巻第1号, 82—94頁。
- 津守常弘 [1990], 「FASB『概念的枠組』の形成と測定属性の問題」『会計』, 第137巻第6号, 22—43頁。
- 徳賀芳弘 [1998], 「負債の公正価値評価—測定値の比較可能性という視点を中心として—」, 中野勲・山地秀俊編『21世紀の会計評価論』, 勁草書房, 第3章, 45—59頁。
- リアル・オプション研究会[2000], 「リアル・オプションとは」, <http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Bull/1643/ro.htm>。
- Australian Accounting Research Foundation (AARF) [1998], Accounting Theory Monograph No.10, *Measurement in Financial Accounting*, AARF.
- Accounting Standards Board (ASB) [1993], Discussion Draft Statement of Principles Chapter 5, *Measurement in financial statements*, ASB.
- ASB [1997], Working Paper, *Discounting in Financial Reporting*, ASB.
- Barth, Mary E. and Wayne R. Landsman [1995], "Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting," *Accounting Horizons*, Vol.9, No.4, pp.97-107.
- Baxter, W. T. [1975], *Accounting Values and Inflation*, McGraw-Hill, London.
- Baxter, W. T. [1994], "Asset and Liability Values," *Accountancy*, Vol.113, April, pp.135-137.
- Bell, Philip W. [1982], *CVA, CCA and CoCoA: How Fundamental are the Differences?*, Accounting Theory Monograph No.1, AARF.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1976], Discussion Memorandum, *Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB.
- FASB [1978], Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB.
- FASB [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB.
- FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, FASB.
- FASB [1990], Discussion Memorandum, *Present Value-Based Measurements in Accounting*, FASB.
- FASB [1997], Financial Accounting Series No.174-B Exposure Draft, Proposed

- Statement of Financial Accounting Concepts, *Using Cash Flows Information in Accounting Measurements*, FASB.
- FASB [1999], Financial Accounting Series No.195-A Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB.
- FASB [2000], Statement of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB.
- Hendriksen, Eldon S. [1982], *Accounting Theory (Fourth Edition)*, Homewood, Illinois, Richard D. Irwin, Inc.
- Kerr, Jean St. G. [1980], "Liabilities in a Current Value Accounting System," *Essays in Honour of Trevor R. Johnston*, Edited by Emanuel, D. M. and Stewart, I. C., Department of Accountancy, University of Auckland and the New Zealand Society of Accountants, University of Auckland Bindery, pp. 223-240.
- Kerr, Jean St. G. [1989], Accounting Theory Monograph No.4, *The Definition and Recognition of Liabilities*, AARF.
- Kulkarni, Deepak [1980], "The Valuation of Liabilities," *Accounting and Business Research*, Vol.10, Summer 1980, pp.291-297.
- Lorenzen, Leonard [1992], *Accounting for Liabilities*, Accounting Research Monograph No.4, New York, AICPA, Inc.
- Milburn, J. Alex [1988], Incorporating the Time Value of Money within Financial Accounting, Toronto, CICA.
- Nelson, Lindsay K. and Porter, Thomas L. [1999], FASB Viewpoints : "Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements," *FASB, Status Report Feature*.
- Staubus, George J. [1971], "The Relevance of Evidence of Cash Flows," Robert R. Sterling, ed., *Asset Valuation and Income Determination*, Houston, Texas, Scholars Book Co., pp.42-69.
- Upton, Wayne S. Jr., [1996], Financial Accounting Series No.158-A Special Report, *The FASB Project on Present Value Based Measurements, an Analysis of Deliberations and Techniques*, FASB.